

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	26	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策		
要望内容（概要）	<p>前回の消費税率引上げ時に住宅に係る駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、住宅取得者の負担の増加等を勘案しつつ、住宅の取得について、住宅ローン減税の拡充等の税制措置及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	[初年度] — ( — )	[平年度] — ( — )	(単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的 前回の消費税率引上げ時に住宅に係る駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期す。</p> <p>（2）施策の必要性 住宅投資は内需の柱であり、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与える影響が大きい。 そのような住宅の特徴を踏まえ、前回の消費税率引上げ時には、住宅着工の駆け込み需要とその反動減に係る対策として、住宅ローン減税の拡充等の措置を講じた。 さらに、実際には駆け込み需要とその反動減が生じ、住宅着工の落ち込みが見られたことから、住宅着工を支えするため、省エネ住宅に関するポイント制度の実施等の対策を追加的に講じた。 2019年10月の消費税率引上げに伴う住宅に係る対策として、住宅ローン減税の拡充措置の継続等を行うことが既に決定されているところ。 その上で、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018について」（平成30年6月15日閣議決定）（骨太の方針）において、住宅の購入支援について、税制・予算による十分な対策を具体的に検討することとなっている。 この骨太の方針に沿って、前回の消費税率の引上げ時の経験も踏まえ、需要変動の平準化、景気変動の安定化のために必要となる対策について万全を期す必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	骨太の方針において、「2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。」こととされた。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策(国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	2019年10月の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の支援について、需要変動を平準化するため、過去に講じた措置の効果も踏まえ、税制・予算による総合的な対策について、予算編成過程で検討する。  (参考) 住宅について前回の消費税率引上げに関連して実施した予算措置 ・すまい給付金 ・省エネや耐震化に資するポイント制度 ・住宅金融支援機構の金利優遇
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	2019年10月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、税制措置及び財政措置の総合的な措置を要望するものである。
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—